

事 務 連 絡

令和 5 年 4 月 28 日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について

本日、『「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について』が閣議決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止されることとなりました。

各都道府県におかれましては、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

（別紙）「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について

（令和 5 年 4 月 28 日閣議決定）

（連絡先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第 2 担当 佐川・高木・川島・出口・萩原・奥玉・松田

直通 03 (6257) 3086

e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について

〔令和 5 年 4 月 28 日〕
閣 議 決 定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について（令和 2 年 1 月 30 日閣議決定）を廃止する。

附 則

この閣議決定は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

事 務 連 絡

令和5年4月27日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の廃止について

本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について」が決定されましたので、別紙のとおりお知らせします。

各都道府県におかれましては、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

(別紙) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について

(連絡先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 佐川・高木・川島・出口・萩原・奥玉・松田

直通 03 (6257) 3086

e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について

令和 5 年 4 月 27 日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 2 第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和 5 年 5 月 7 日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月 8 日に同法の 5 類感染症に位置付けられることとなった。

このため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）は、令和 5 年 5 月 8 日に廃止する。